

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（平成24年7月）

対 象

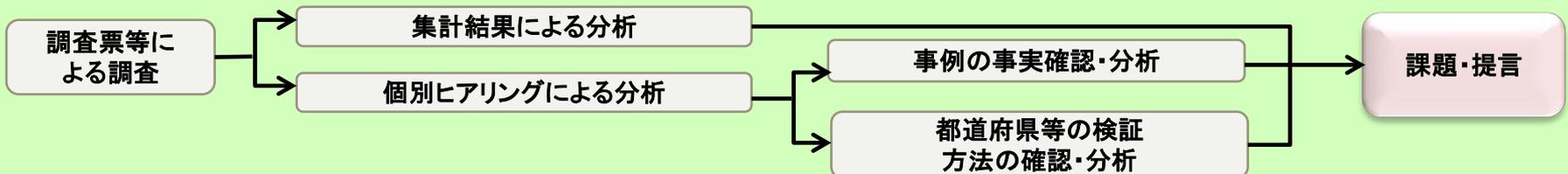
厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した児童虐待による死亡*82事例（98人）を対象とした。

	第8次報告			（参考）第7次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死 （未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死 （未遂を含む）	計
例数	45	37	82	47	30	77
人数	51	47	98	49	39	88

* 児童虐待による死亡事例については、第7次報告で「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」に、本報告ではそれぞれ呼称を改めた。

調査・分析方法

調査票による調査の後、関係都道府県等において検証が実施された事例の中で、関係機関の関与があった一部の事例について、ヒアリングを実施した。



事例の分析

集計結果による分析 - 「心中以外の虐待死」・「心中による虐待死」の事例 -

1 心中以外の虐待死

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が23人（45.1%）と最も多く、3歳以下を合わせると43人（84.3%）と大部分を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が32人（62.7%）、ネグレクトが14人（27.5%）。直接死因は、「頸部絞扼による窒息（15.7%）」「頸部絞扼以外による窒息（15.7%）」「頭部外傷（13.7%）」「火災による熱傷・一酸化炭素中毒（11.8%）であった。
- 主たる加害者は、「実母が30人（58.8%）と最も多く、次いで「実父」が7人（13.7%）、「実母の交際相手」が4人（7.8%）であった。
- 実母の抱える問題（複数回答）として、「若年妊娠」「望まない妊娠」「妊婦健康診査未受診」「母子健康手帳未発行」「乳幼児健康診査未受診」が多かった。
- 加害の動機としては、特に、実父母以外の加害者の加害の動機として、「泣きやまないことにはらだったため」と「しつけのつもり」が多かった。

2 心中による虐待死（未遂を含む）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から15歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接死因は、「頸部絞扼による窒息」が15人（31.9%）と最も多く、次いで練炭等を用いた「中毒（火災によるものを除く）」が12人（25.5%）であった。
- 主たる加害者は、「実母が33人（70.2%）と最も多く、次いで「実父」が11人（23.4%）、祖母2人（4.2%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が21人（44.7%）と多かった。関係機関が関与していても、動機やきっかけが不明のケースが多かった。
- 実母が精神疾患を抱える事例14例のうち、関係機関が関与していた事例が10例あり、実母の精神疾患や子どもの障害についての相談・対応している中で発生している事例もあった。

3 関係機関の関与

- 児童相談所の関与は、心中以外の虐待死事例が7例（15.6%）、心中による虐待死事例が5例（13.5%）であり、市町村（児童福祉担当部署）の関与は、心中以外の虐待死事例が10例（22.2%）、心中による虐待死事例が5例（13.5%）であった。
- 要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で3例（6.7%）、心中による虐待死事例で1例（2.7%）であった。

4 0歳児の「心中以外の虐待死」

- 日齢0日の死亡が9人、月齢0か月の死亡が3人、月齢1～11か月の死亡が11人であった。
- 0日・0か月児の事例では、実母の抱える問題（複数回答）として、「母子健康手帳の未発行」かつ「妊婦健康診査未受診」が8例と多く、10代の妊娠が5例であった。
- 月齢1～11か月児事例では、10例のうち9例で関係機関で何らかの関与があったが、要保護児童対策地域協議会での取扱いはなかった。

個別ヒアリング調査結果の分析 - 4事例から -

1 妊娠期から支援が必要な妊婦への多機関による関与

妊娠期から出産後の養育について支援が必要な妊婦について、関係機関でアセスメントや支援方針の協議をしていない。

2 養育者の成育歴、家族関係を考慮したアセスメントと支援

養育者の成育歴や家族関係を考慮した効果的な支援をしていない。

3 リスク情報を客観的に認識するための組織体制

組織的に情報を共有し、判断するような組織体制となっていない。

4 要保護児童対策地域協議会を軸とした市町村と児童相談所の役割分担と連携

要保護児童対策地域協議会を十分に活用できていない。市町村と児童相談所との役割分担・協働が不十分。

5 居住実態を確認できない家庭へのアプローチ

通告があったものの、居住実態が不明である家庭について、子どもの安全確認をしていない。

6 子どもの発達を心配する家庭への支援

子どもの発達に関する養育者の不安や悩みを受け止めていない。

7 医療機関との積極的な連携

妊娠期から支援している妊婦や疾患を抱える養育者に関し、支援について医療機関と協議していない。

8 市町村が行う検証の在り方

検証組織の規模が不適切。心中による虐待死事例の検証が十分に行われていない。

課題と提言

地方公共団体への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知、各機関の連携の強化
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実
- 児童虐待や母子保健、精神保健など幅広い知識・技術を基に養育支援を必要とする家庭を把握し、必要に応じ、児童福祉担当部署等の関係部署につなぎ、連携して支援する体制整備
- 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応
- 近い将来に親になりうる10～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

2 虐待対応機関の体制の充実

- 児童相談所と市町村における体制整備
- 児童相談所と市町村における専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

4 地域での連携した支援

- 地域の実情に合わせた市町村と児童相談所との役割分担と連携・協働の強化
- 要保護児童対策地域協議会の活用のための調整機関の機能強化
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎ
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との積極的な連携・協働
- 地方公共団体が行う転居事例等の検証における地方公共団体間の協力

国への提言

1 虐待の発生及び深刻化予防

- 望まない妊娠について相談できる体制の充実と関係機関との連携の強化の促進
- 妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭に関し、効果的な支援についての知見の収集及び普及並びに医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の促進
- 近い将来に親になりうる10代～20代の若年者などに向けた虐待予防のための広報・啓発

2 虐待対応窓口の体制整備の充実

- 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署及び母子保健担当部署）の体制整備と専門性の確保
- 民法・児童福祉法の改正等により拡充されてきた制度の適正かつ有効な活用

3 虐待の早期発見と早期対応

- 通告義務・通告先等についての広報・啓発
- 通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の確実な実施

4 地域での連携した支援

- 地域の実情にあわせた市町村と児童相談所との適切な役割分担と連携・協働の促進
- 要保護児童対策地域協議会の活用の促進
- 養育支援が必要な家庭が転居した場合の確実な連絡と引き継ぎの周知
- 要保護児童と養育支援が必要な家庭についての市町村や児童相談所と医療機関との連携・協働
- 地方公共団体が行う検証における関係機関間の協力の促進

子ども虐待による死亡事例等を防ぐために これまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出が遅い
- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 中絶を希望している
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児健康診査が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 過去に自殺企図がある
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している
- きょうだいに虐待があった

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確でない又は適切でない
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が適切に開催されていない又は進行管理ができていない

※子どもが低年齢である場合や離婚等による一人親の場合であって、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。